

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施に当たっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

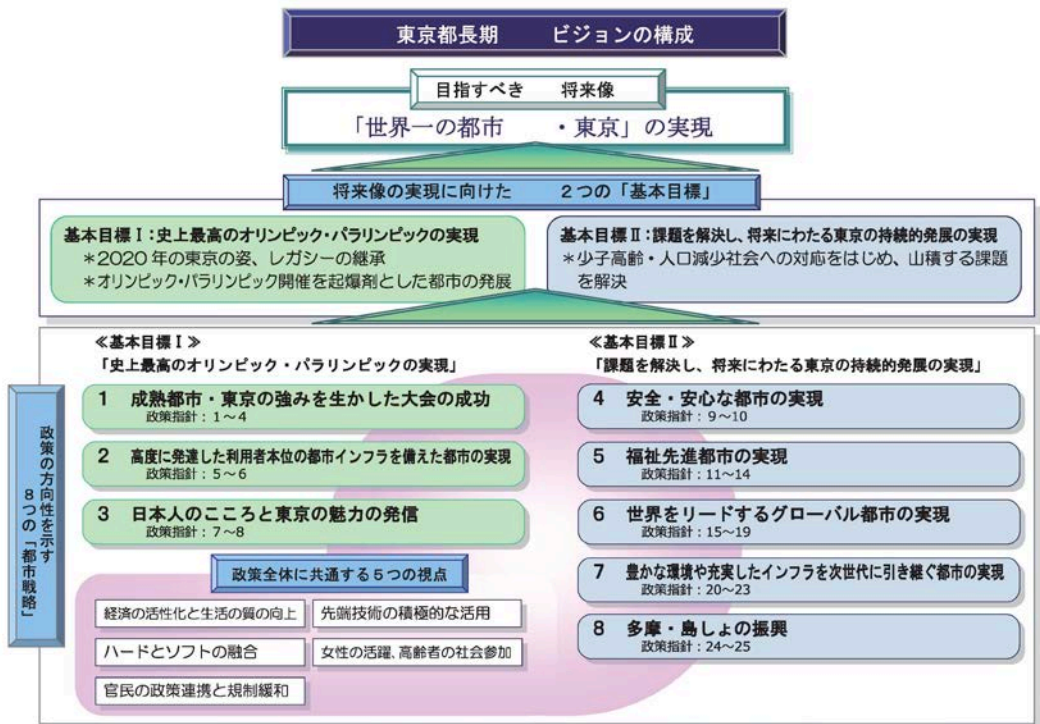


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。大会組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」において明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例) ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した大会関連施設の整備 ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進	(アクションの例) ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の整備・充実 ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出 ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信	(アクションの例) ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営への持続可能性の反映 ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手や観客への暑さ対策の推進 ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. オリンピックスタジアムの概略

本評価書案の対象である新国立競技場（以下「オリンピックスタジアム」という。）の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

2011 年 6 月にスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）が制定された。また、これに基づき、2012 年に「スポーツ基本計画」（平成 24 年 3 月 文部科学省）が策定された。この計画において、「今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の 1 つとして、「オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進」が掲げられており、この中で、(独) 日本スポーツ振興センターは「国立霞ヶ丘競技場等の施設の整備・充実等を行い、オリンピック・ワールドカップ等の大規模な国際大会の招致・開催に対し支援する」とされており、オリンピックスタジアムの整備はいわゆるナショナルプロジェクトとして位置付けられている。

オリンピックスタジアムの収容人数は、約 6 万人(オリンピック競技大会時)とする計画であり、その概要は、表 4-2 に示すとおりである。東京 2020 大会では、オリンピックの開・閉会式、陸上競技、サッカー、パラリンピックの開・閉会式、陸上競技の会場として利用される計画である（現時点（平成 28 年 6 月）の計画）。

表 4-1 会場の概要（オリンピックスタジアム）

項 目	内 容
競技	オリンピック：開・閉会式、陸上競技、サッカー
	パラリンピック：開・閉会式、陸上競技
<p>【大会時イメージ図】</p>  <p>出典：「新国立競技場整備事業 技術提案書」（新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体 平成 27 年 11 月）</p>	

表 4-2 オリンピックスタジアムの内容の概要

項 目	内 容
所 在 地	東京都新宿区霞ヶ丘町 10 番 1 ほか 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目 15 番 1 ほか
地 域 地 区	用途地域：第二種中高層住居専用地域 風致地区：第二種風致地区（明治神宮内外苑風致地区） 文教地区：第一種文教地区 防火地区：準防火地域 高度地域：第二種高度地区
敷 地 面 積	約 113,000m ²
建 築 面 積	約 72,400m ²
延 床 面 積	約 194,000m ²
最 高 高 さ	約 50m
主 要 用 途	観覧場、自動車車庫、その他
駐 車 台 数	約 300 台
工事予定期間	平成 28 年度～平成 31 年度
竣 工 時 期	平成 31 年度

注)「新国立競技場整備事業 技術提案書」(新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体 平成 27 年 11 月)等を基に作成。

5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成26年2月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状態を考慮したうえで、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表5-1(1)～(11)に示すとおりである。

なお、本実施段階環境アセスメントは、「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に基づき、オリンピックスタジアムの整備主体である（独）日本スポーツ振興センターの協力のもと、東京2020大会の開催都市である東京都が実施したものである。

表5-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気等	<p>[大会開催前]</p> <p>ア. 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.040～0.042ppmであり、評価の指標(環境基準値(0.04～0.06ppm))を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.5～1.8%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.047mg/m³であり、評価の指標(環境基準値(0.1 mg/m³))を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>イ. 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.054ppmであり、評価の指標(環境基準値(0.04～0.06ppm))を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は39.9%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.051 mg/m³であり、評価の指標(環境基準値(0.1 mg/m³))を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は11.2%である。 工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響低減に努める計画としている。</p> <p>[大会開催後]</p> <p>ア. 関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.039～0.040ppmであり、評価の指標(環境基準値(0.04～0.06ppm))を満足する。関連車両の走行による寄与率は0.1～0.3%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.047mg/m³であり、評価の指標(環境基準値(0.1 mg/m³))を満足する。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>イ. 地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.040ppmであり、評価の指標(環境基準値(0.04～0.06ppm))を満足する。地下駐車場の供用に伴う寄与率は1.2%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.046mg/m³であり、評価の指標(環境基準値(0.1 mg/m³))を満足する。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.02%である。</p> <p>ウ. 熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の変化の程度 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.040ppmであり、評価の指標(環境基準値(0.04～0.06ppm))を満足する。熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.5%である。</p>

表 5-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 土壌	<p>計画地の一部は「形質変更時要届出区域」に指定されていたが、現在は、汚染の除去を実施済みであり、指定が解除されている。</p> <p>また、工事中に汚染土壌が確認された場合には、土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に則り、汚染物質の種類、汚染土壌の量等を明らかにし、関係機関と調整を行ったうえで適切な飛散・拡散の防止対策をとった汚染拡散防止措置を実施するとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。</p> <p>また、設備等の持続的稼働による土壌汚染については、汚染要因が想定されないことから土壌汚染が生じるおそれはないと考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標（「土壌の汚染に係る環境基準について」に基づく環境基準、土壌汚染対策法に基づく指定基準及び環境確保条例に基づく汚染土壌処理基準）を満足するものと考えられる。</p>
3. 生物の生育 ・生息基盤	<p>事業の実施により、計画地内は、旧明治公園（四季の庭）、旧明治公園（霞岳広場）周囲、旧国立霞ヶ丘競技場周囲の植栽樹林の一部が改変され、生物・生態系の賦存地への影響が生じる。しかし、計画地周辺における生物・生態系の賦存地の改変は生じないほか、地下水位の低下や土地の安定性の変化は生じないと考えられ、計画地周辺における生物・生態系の賦存地への影響は生じないと考えられる。</p> <p>事業の実施に当たっては、地上部緑化等により約 25,000m²の植物が生育する基盤が創出される。人工地盤上には植栽基盤（土壌）を整備し、既存樹移植や中低木植栽を施す計画としており、植栽樹の生育に伴う落葉等により、新たな土壌動物等の生息環境や植物の生育基盤が創出される。植栽樹種は、計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木を保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った植栽計画としている。また、植栽により将来的に大きくボリュームある緑の創出を図る計画としており、隣接するみどりと連続性を確保するとともに、聖徳記念絵画館周辺や建国記念文庫周辺の植栽樹林群に生育・生息する動植物の移動経路や生育・生息環境の創出に配慮する等、周辺環境との連携を図った植栽を施す計画としている。このため、計画地の位置する明治神宮外苑の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生育・生息基盤が形成されると考える。</p> <p>以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は一部減少するものの、計画地周辺も含めた明治神宮外苑としての生物・生態系の賦存地の現況は維持され、評価の指標（生物・生態系の賦存地の現況）は満足するものと考えられる。</p>
4. 水循環	<p>[開催前の施設の建設による地下水の水位及び流動の変化の程度]</p> <p>ア. 地下水の水位及び流動の変化</p> <p>掘削工事に当たっては、山留壁として遮水性の高い SMW（ソイルセメント柱列壁）を採用し、周辺からの地下水の湧出を抑制するため、山留壁周辺の地下水位を著しく低下させることはないと考えられる。また、掘削工事施工中については、必要に応じて、地下水位のモニタリングを実施し、地下水揚水量の適切な管理を実施する計画としている。これらの状況についてはフォローアップ報告書により明らかにする。</p> <p>以上のことから、工事中の地下水の揚水により、計画地周辺の地下水位に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標（地下水等の現状を悪化させないこと）は満足するものと考えられる。</p> <p>[開催後の設備等の持続的稼働による地下水涵養能の変化の程度及び地下水の水位及び流動の変化の程度]</p> <p>ア. 地下水涵養能の変化の程度</p> <p>旧国立霞ヶ丘競技場等の敷地は、大部分がアスファルト等により舗装されているが、施設の建設後には、浸透トレンチや緑地が整備され、地下水の涵養能の現状を悪化させることはないと予測される。</p> <p>本事業では雨水浸透施設と雨水貯留施設の組み合わせにより、「新宿区雨水流出抑制施設の設置に関する要綱」、「渋谷区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に示される必要な抑制対策量を確保する計画としている。雨水浸透施設としては、浸透トレンチ及び緑地を設置する計画であり、これらにより地下水涵養を図る計画としている。</p> <p>以上のことから、土地の改変に伴う雨水流出量を抑制できるとともに、地下水涵養が図れることから、評価の指標（「新宿区雨水流出抑制施設の設置に関する要綱」、「渋谷区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に示される雨水流出抑制量の確保）は満足するものと考えられる。</p>

表 5-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 水循環 (続き)	<p>イ. 地下水の水位及び流動の変化 計画では、山留壁として構築した SMW を地下構造物構築後も残置する計画であり、地下水を遮断する可能性がある。 ただし、計画地で確認された帯水層である東京層や東京礫層等は、計画地周辺においてもその分布がみられ、帯水層が連続して分布しているものと想定される。地下水は地下構造物を迂回して、この帯水層を流れるため、地下水流が著しく阻害される可能性は小さく、地下水位に著しい影響を及ぼすことはないものと予測する。 また、本事業では植栽散水への水源として計画地内に井戸を設置し、揚水量及び掘削深さの制限内の周辺の水環境に悪影響を与えない範囲で井水を使用する計画としている。散水された水は、地下へ浸透し、再び地下水へと水循環することから、周辺の地下水の水位に著しい影響を及ぼすことはないものと予測する。 以上のことから、現状の地下水位及び流動を著しく阻害させることはなく、評価の指標（地下水等の現状を悪化させないこと）を満足するものと考える。</p>
5. 生物・生態系	<p>事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壌の改変が行われるが、計画地周辺の明治神宮外苑の生物の生育・生息環境の改変は生じない。 事業の実施に当たっては、計画地北側の既存樹の保存方法を検討するほか、地上部緑化等により約 25,000m²の緑化を行う計画としている。本施設の植栽樹種は、計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木を保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った植栽計画としている。また、植栽により将来的に大きくボリュームある緑の創出を図る計画としていることから、計画地周辺に存在する明治神宮外苑の緑地等の生物の生育・生息環境と一体となり、計画地及びその周辺も含めた生物の生育・生息環境は維持されると考える。 以上のことから、計画地における生物の生育・生息環境は維持され、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の現況は維持され、評価の指標（生物・生態系の現況）は満足するものと考える。</p>
6. 緑	<p>事業の実施に伴い、地上部緑化等により約 25,000m²の緑化面積を確保する計画としている。 本事業では、東京都風致地区条例及び新宿区みどりの条例に基づき緑化基準が定められているが、緑化基準が最大となる新宿区みどりの条例の必要緑化面積（22,608m²）を上回る緑化面積を確保する計画としている。また、本事業では、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」（平成 25 年 4 月 東京都都市整備局）に基づき、「新しい都市づくりのための都市再開発諸制度活用方針」における緑化基準を上回る緑化面積を確保する計画としている。 以上のことから、評価の指標（法令等の緑化面積基準等）は満足するものと考える。</p>
7. 騒音・振動	<p>[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動の程度] ア. 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間 64~66dB であり、全地点において評価の指標（環境基準値（昼間 70dB））を満足する。工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1dB 未満である。 イ. 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L₁₀)は、昼間 34~50dB、夜間 32~44dB であり、評価の指標（規制基準値（昼間 60~65dB、夜間 55~60dB））を満足する。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間、夜間ともに 1dB 未満である。 [建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の程度] ア. 建設機械の稼働に伴う騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{A5})は、計画地東側敷地境界において、最大 65dB であり、評価の指標（「指定建設作業に係る騒音の勧告基準」（80dB））を満足する。 イ. 建設機械の稼働に伴う振動 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L₁₀)は、計画地南側敷地境界において、最大 57dB であり、評価の指標（「指定建設作業に係る振動の勧告基準」（70dB））を満足する。</p>
8. 日影	<p>計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、計画地の西北西側約 220m の渋谷区千駄ヶ谷一丁目から、東北東側約 190m の新宿区霞ヶ丘町に及ぶ範囲であり、計画地西側に位置する明治公園、東側に位置する明治神宮外苑及び聖徳記念絵画館に 1 時間程度の日影が及ぶが、日影規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じないものと考える。 以上のことから、評価の指標（東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している日影に関する目標、方針等とし、東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に定める日影規制）を満足するものと考える。</p>

表 5-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
9. 景観	<p>[主要な景観の構成要素の変更の程度及びその変更による地域景観の特性の変化の程度]</p> <p>計画地は明治神宮外苑に隣接しており、当該エリアは、大正期に整備された明治神宮外苑の都市構造を基盤として、風格のある都市景観と苑内の樹林による豊かな自然環境を有している。また、周辺には、東京体育館や明治神宮外苑野球場、秩父宮ラグビー場等の多様な規模や種類のスポーツ施設が集積している。</p> <p>計画建築物は、日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周辺の木々と調和した外観とする計画としている。軒庇の連続した縦格子により、日本建築の要素である垂木を想起させる外観を形成し、水平方向にも高さ方向にも展開した「繰り返し」の構成により、日本らしさをより強調する計画としている。外周の低層部は水平に伸びる軒庇と鉛直柱の構成とし、軸組によって生まれた、陰影のある印象的な日本らしい外観とする計画としている。</p> <p>また、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。計画建築物5階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている。</p> <p>これらのことから、周囲の多様なみどりの景観に調和した景観が形成されると考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」を満足するものと考え。</p> <p>[景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度]</p> <p>計画地は、「東京都景観計画」に定める保全対象建築物である聖徳記念絵画館の景観誘導区域には該当せず、「東京都景観計画」において指定されている聖徳記念絵画館に係る眺望地点から計画建築物を視認することはできないことから、景観を阻害することはない。また、計画地は、「東京都景観計画」に定める保全対象庭園である新宿御苑周辺の景観誘導区域に該当するが、新宿御苑内の眺望地点から計画建築物を視認することはできず、景観を阻害することはない。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」を満足するものと考え。</p> <p>[代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度]</p> <p>計画地周囲の主要な眺望点からの眺望については、計画建築物が視野に占める割合は増加するが、計画建築物は、日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周辺の木々と調和した外観とする計画としている。</p> <p>また、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。計画建築物5階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている。</p> <p>周辺地域においては、計画建築物の一部が視認されるが、眺望景観に著しい変化は生じない。</p> <p>これらのことから、周囲の多様なみどりの景観に調和した景観が形成され、聖徳記念絵画館の広大な眺めに著しい変化は与えないと考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」を満足するものと考え。</p> <p>[貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度]</p> <p>計画地内に貴重な景勝地はなく、事業の実施に伴い貴重な景勝地を消滅及び改変する事はなく、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」を満足するものと考え。</p>

表 5-1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
<p>9. 景観 (続き)</p>	<p>[圧迫感の変化の程度] 計画建築物による形態率の増加は少なく、形態率の変化の程度は、a 地点で約 1.4%、c 地点で約 1.4%、d 地点で約 2.6%の増加であり、b 地点では約 0.4%の減少である。 計画建築物は、フラットな屋根架構により建物高さを約 50mとし、最外周柱の最上部を内側に傾斜させて、周辺の圧迫感を軽減する計画としている。また、屋根の庇や軒庇の見上げ部は全周を連続した縦格子で仕上げる計画とし、外壁を「面」ではなく「線」で構成することにより、「和」を想起させる繊細な陰影が周囲の木々に溶け込み、長大な屋根や壁面による圧迫感を軽減させる計画としている。 以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものとする。</p> <p>[緑視率の変化の程度] 緑視率の変化の程度は、No. 4 地点で約 12.6%、No. 6 地点で約 9.4%の増加、No. 3 地点で約 9.1%、No. 7 地点で約 21.8%、No. 8 地点で約 1.4%の減少となる。また、No. 1 及び No. 5 地点では、緑視率はほとんど変化がないと予測する。 植栽樹種は、計画地の潜在自然植生や代償植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木の保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った植栽計画としている。また、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。計画建築物 5 階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている。 以上のことから、評価の指標とした「緑視率の変化の軽減を図ること」を満足するものとする。</p> <p>[景観阻害要因の変化の程度] 計画建築物は周辺地域より視認され、一部地域では計画建築物が視野に占める割合が増加するものの、計画建築物は、日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周囲の木々と調和した外観とする計画としている。 また、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。計画建築物 5 階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている。 これらのことから、景観阻害要因に著しい変化は生じないものとする。 以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周囲のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」を満足するものとする。</p>

表 5-1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>10. 自然との 触れ合い活動の場</p>	<p>[自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度] 事業の実施により、旧明治公園（四季の庭）と旧明治公園（霞岳広場）の自然との触れ合いの活動の場が改変されるものの、大会開催後は、計画地にはペDESTリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能する計画としている。また、既存樹の移植も含めた緑豊かな歩道状空地や、新たに西側ゾーン1階上部に整備される「せせらぎ」により創出される水景や計画建築物5階に創出される空中庭園「空の杜」は、新たな自然との触れ合い活動の場として、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに利用されるものと考ええる。 計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は、事業の実施により直接改変されることはなく、明治神宮外苑の樹林地やイチヨウ並木における散策、休息や自然観察、外周道路におけるサイクリングやジョギング等の自然との触れ合い活動の場は維持されるものと考ええる。 以上のことから、現況の計画地内の自然との触れ合い活動の場が改変されるものの、開催後には新たな自然との触れ合い活動の場が創出され、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに一体的に利用されると考えられ、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動の現況）を満足するものと考ええる。</p> <p>[自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度] 施設の建設に伴う建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、建設機械の平準化等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。 計画地を含めた明治神宮外苑では、散歩や自然観察、休息、ジョギング・ランニング等の自然との触れ合い活動が日常的に行われている。事業の実施により、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはないため、周辺地域における自然との触れ合い活動は継続される。また、計画地にはペDESTリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能する計画としている。また、既存樹の移植も含めた緑豊かな歩道状空地のほか、空中庭園「空の杜」や「せせらぎ」の植栽により創出される彩り豊かな憩いの空間は、隣接する聖徳記念絵画館の緑等とともにネットワークが構築され、周辺の自然との触れ合い活動も含めた利用者の利便性が向上するものと考ええる。 以上のことから、計画地内に新たに創出される自然との触れ合い活動の場は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することから、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動の現況）を満足するものと考ええる。</p> <p>[自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度] 施設の建設に伴う工事用車両の走行により、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に影響を及ぼすおそれがあるが、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定である。 また、事業の実施に伴い、計画地にはペDESTリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能する計画としている。また、既存樹の移植も含めた緑豊かな歩道状空地の整備により、歩行者動線と車両動線とを分離した安全で快適な歩行者ネットワークが構築されるものと考ええる。 以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は充実し、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動の現況）を満足するものと考ええる。</p>
<p>11. 歩行者空間の 快適性</p>	<p>[緑の程度] 計画地周辺の鉄道駅から計画地への主要なアクセス経路では、一部の経路を除き既に歩道上の街路樹や沿道の樹木により緑陰が形成されており、将来的な緑の程度は現況と同等と考える。 以上のことから、現況の緑量は維持されると考えられ、評価の指標（現況の緑量）は満足するものと考ええる。</p>

表 5-1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>11. 歩行者空間の快適性 (続き)</p>	<p>[歩行者が感じる快適性の程度] アクセス経路の街路樹や沿道の樹木、沿道の建築物等による日影下では、最低で 26℃程度となり、暑さ指数 (WBGT) は熱中症が中等度以上の生活活動でおこる危険性がある「警戒」レベルになると考える。 日影のない直射日光下では、最大で 33℃となり、暑さ指数 (WBGT) は熱中症が全ての生活活動でおこる危険性がある「危険」レベルと現況の暑さ指数 (WBGT) と同等になると考えられる。 以上のことから、歩行者が感じる快適性の程度は現況と同程度であり、評価の指標 (日常生活における熱中症予防指針による暑さ指数の現況値) は満足すると考える。 なお、計画地内は、外構部に緑地、水面、保水性舗装及びウォーターミストの設置等、歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としている。 また、都として、アクセス経路沿いの既存街路樹について可能な限りの保全を図り、その他の都道の街路樹や公園の樹木を適切に維持・管理することにより、夏の強い日差しを遮る木陰を確保するとともに、まとまった緑による気温上昇の抑制効果を高めていく計画である。</p>
<p>12. 史跡・文化財</p>	<p>[会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度] 生育地が改変される新宿区天然記念物のシイは適切な移植、旧国立霞ヶ丘競技場の 1964 年東京オリンピックのレガシーである記念作品等は、敷地内に再設置を行う計画としている。 以上のことから、計画地内の文化財等の現状変更等は適切に行われ、周辺地域の文化財等の損傷等は生じないことから、評価の指標 (文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと) を満足するものと考ええる。</p> <p>[文化財等の周辺の環境の変化の程度] 計画地内に位置する新宿区指定天然記念物のシイは、土地の改変に伴う周辺環境の変化が生じるが、周辺に位置する聖徳記念絵画館等の文化財は、いずれも土地の改変や樹木の伐採等による周辺の環境の変化は生じない。なお、新宿区指定天然記念物のシイは移植されるため、移植先での適切な管理を行う計画としていることから、評価の指標 (文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと) を満足するものと考ええる。</p> <p>[埋蔵文化財包蔵地の改変の程度] 計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、改変する工事に先立ち、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施し、検出された遺構、出土した遺物の記録及び保存を講じている。 埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない範囲においても、工事中に新たな埋蔵文化財が確認された場合には、都教育委員会、区教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適切に対処する計画としている。 以上のことから、埋蔵文化財包蔵地の確認及び保存に支障はなく、評価の指標 (文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと) を満足するものと考ええる。</p> <p>[会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度] 事業の実施による計画地周辺の文化財等の改変は生じない。事業の実施による振動については、その影響が生活環境の保全の目標を満足している。また、計画地周辺の振動の低減に努める計画としている。 計画地は、「東京都景観計画」に定める保全対象建築物である聖徳記念絵画館の景観誘導区域には該当せず、眺望地点から計画建築物を視認することもできないことから、景観阻害による影響は生じない。 以上のことから、事業計画地周辺の文化財等に与える影響は少なく、評価の指標 (文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと) を満足するものと考ええる。</p> <p>[文化財等の回復の程度] 新宿区指定天然記念物のシイは、移植先での適切な管理、1964 年東京オリンピックレガシーである記念作品等については、敷地内に再設置を行う計画としていることから、評価の指標 (文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと) を満足するものと考ええる。</p>
<p>13. 水利用</p>	<p>本事業は、スタジアムの金属屋根に降る雨水を集水し、地下雨水貯留槽へ貯留後、トイレ洗浄水や芝散水に使用する計画としている。利用量は、トイレ洗浄水について全体の約 57% を雨水及び循環利用水 (中水) で、芝散水等の約 35% を雨水で、屋外地盤散水の約 77% を井水でまかなう計画としている。 また、節水の取組みとして、節水型トイレ、センサー感知器具の採用、トイレ手洗器の自動水栓、省エネ型温水便座の設置等について導入を検討しており、より効率的な水利用が行われると考える。</p>

表 5-1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
13. 水利用 (続き)	<p>東京都においては「水の有効利用促進要綱」により、一定規模の大規模建築又は開発事業に対して、便所洗浄水や修景用水、散水などの雑用水に、雨水、循環利用水(中水)及び再生水の利用を要請しており、本事業の取組みは本要綱に合致している。また、これらの取組みは、「雨水の利用の促進に関する法律」の趣旨にも合致している。</p> <p>よって、本事業における節水対策は、東京都の水の有効利用に係る計画及び「雨水の利用の促進に関する法律」等との整合が図られており、評価の指標(水の効率的利用への取組みに関する東京都等の計画、目標等)は満足するものとする。</p>
14. 廃棄物	<p>[施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等]</p> <p>ア. 建設発生土・建設汚泥の発生量 建設発生土については、受入れ機関の受入れ基準への適合及び建設発生土受入地等における有効利用量を確認した上で場外搬出することにより適正な廃棄物処理を行い、建設汚泥については、産業廃棄物として再資源化施設への搬出等による適正処理を行う計画としている。</p> <p>以上のことから、「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年 9 月 国土交通省)の水準を満足するものとする。</p> <p>イ. 建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量 建設工事に伴い生じる建設廃棄物については、分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る計画としている。</p> <p>以上のことから、「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年 9 月 国土交通省)の水準を満足するものとする。</p> <p>[設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等] 設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等は、廃棄物の種類別に分別回収及び保管場所を設置し、旧国立霞ヶ丘競技場と同様に、東京都廃棄物条例及び新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例に基づき適切に処理・処分を行う計画としている。</p> <p>また、施設内の飲食事業者等に対する廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の誘導や施設利用者に対する分かりやすい分別表示を行う計画としている。</p> <p>以上のことから、「新宿区一般廃棄物処理基本計画<平成 25 年度改定版>」の水準を満足するだけでなく、旧国立霞ヶ丘競技場におけるリサイクル率を維持し、廃棄物の搬出も滞りなく実施できるものとする。</p>
15. エコマテリアル	<p>建設工事に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき文部科学省が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」等に基づき、建設資材等の環境物品等の調達や環境影響物品等の使用抑制を図る計画としていることから、エコマテリアルの利用が図られるものとする。</p> <p>以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標(標準的なエコマテリアルの活用水準として、文部科学省が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」の水準)を満足するものとする。</p>
16. 温室効果ガス	<p>[建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度] 建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量は、約 3,900t-CO₂/年と予測する。 工事の実施に当たっては、省エネ運転をすることで、温室効果ガス排出量を削減する計画としている。</p> <p>以上のことから、事業活動に伴って生ずる温室効果ガスの排出量を把握し、必要な措置を講じて、建設工事に伴い生じる環境への負荷の削減を図ることから、評価の指標(東京都が策定している温室効果ガスに関する目標、計画、対策等)は満足するものとする。</p> <p>[施設等の持続的稼働に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度] 施設の運営における温室効果ガス排出量は、約 3,440t-CO₂/年と予測する。施設の構造・設備においては自然光や自然換気、自然通風を考慮する等、建物や設備計画等において効率的利用のための措置を行う計画としている。</p> <p>以上のことから、事業活動に伴って生ずる温室効果ガスの排出量を把握し、必要な措置を講じて、温室効果ガスの排出量を削減していると考えられ、評価の指標(東京都が策定している温室効果ガスに関する目標、計画、対策等)は満足するものとする。</p>
17. エネルギー	<p>[建設機械の稼働に伴うエネルギー使用量及びその削減の程度] 建設機械の稼働に伴うエネルギー使用量は、約 57,000GJ/年と予測する。 工事の実施に当たっては、省エネ運転をすることで、エネルギー使用量を削減する計画としている。</p> <p>以上のことから、建設工事に伴い生じる環境への負荷の削減を図ることから、評価の指標(国が策定しているエネルギーに関する目標、計画、対策等)は満足するものとする。</p>

表 5-1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
17. エネルギー (続き)	<p>[施設等の持続的稼働に伴うエネルギー使用量及びその削減の程度]</p> <p>施設の運営におけるエネルギー使用量は、約 67,000GJ/年と予測する。施設の構造・設備においては自然光や自然換気、自然通風を考慮する等、建物や設備計画等において効率的利用のための措置を行う計画としている。</p> <p>以上のことから、エネルギー使用の合理化に努めていると考えられ、評価の指標（国が策定しているエネルギーに関する目標、計画、対策等）は満足するものと考ええる。</p>
18. 土地利用	<p>本事業の実施に伴い、土地が改変されるが、自然地の改変はなく、公園・運動場等、宿泊・遊興施設、事務所建築物、道路が、それぞれスポーツ施設に変更になる。</p> <p>東京都が定める神宮外苑地区地区計画においては、計画地が位置する A-2 地区は、「国立霞ヶ丘競技場の建替えとともに、公園及び道路等公共施設の再編整備を図る。」との基本方針に基づき、平成 25 年 6 月には都市計画決定により明治公園が再編されている。また、新宿区総合計画（平成 19 年 12 月 新宿区）では、計画地周辺は「スポーツ拠点を活かしたまちの活性化を図ります。」としている。また、東京都長期ビジョンでは、神宮外苑は「新国立競技場の建設を契機として、多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点を形成」するとしている。</p> <p>本事業は、旧国立霞ヶ丘競技場を平成 31 年までに新たな競技場に建替えるものであり、建設後は、神宮外苑地区に既存のスポーツ施設等と一体的な土地利用が図られる。これにより、新宿区総合計画及び東京都が定める長期ビジョンや土地利用に係る計画との整合が図られており、評価の指標（東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している土地利用に関する目標、方針等）を満足するものと考ええる。</p> <p>計画地が位置する明治神宮外苑は、体力の向上や心身の鍛錬の場、また文化芸術の普及の拠点として親しまれてきた。今後は、東京 2020 大会が契機となり、本施設がスポーツ拠点として活用されることで、地域の活性化機能がより一層促進されるものと考ええる。</p>
19. 地域分断	<p>本事業の実施により、旧国立霞ヶ丘競技場の南側道路が一体整備されるが、計画建築物の周囲には自由に通り抜けられる通路空間の整備により、周辺地域住民の主たる生活動線は確保されると予測する。</p> <p>事業の実施に伴い、バリアフリーで計画地全体にわたる回遊性のあるネットワークが創出され、周辺のスポーツ施設等と一体的に利用する環境が整備されることにより、本事業に伴う生活動線（特に歩行者動線）の分断はなく、評価の指標（生活動線（特に歩行者動線）の分断がないこと）を満足するものと考ええる。</p>
20. 移転	<p>本事業の施設の存在により、旧日本青年館の移転が必要となるが、同等機能の移転先が確保されていると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標（事務所等の良好な移転先が確保されていること）は満足するものと考ええる。</p>
21. 安全	<p>[危険物施設等からの安全性の確保の程度]</p> <p>計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から 450m 程度（南）の距離に位置しているが、危険物施設等については、消防法等の法令等に基づき適切に維持管理が行われる。なお、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持される。</p> <p>また、計画地周辺の明治神宮外苑は、避難場所に指定されている。</p> <p>計画建築物では、非常用発電機用の燃料として A 重油を使用する計画で、13,000L のタンクを設置する計画としているが、このタンクは地下埋設型とするため、安全性は高いものと考えられる。</p> <p>以上のことから、東京都等が定めた地域防災に係る計画等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p> <p>[移動の安全のためのバリアフリー化の程度]</p> <p>計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、東京都福祉のまちづくり条例及び Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン暫定基準に基づき、施設内のバリアフリー化を図る他、外国人利用者を考慮したピクトグラム等の言語以外の表示の設置等を行う計画としている。</p> <p>また、都としては「東京都長期ビジョン」に基づき、2020 年までに計画地周辺の道路のバリアフリー化が完了する計画である。</p> <p>以上のことから、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、条例等の中で当該地域について設定している目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p>

表 5-1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
21. 安全 (続き)	<p>[電力供給の安定度]</p> <p>計画建築物では、22kVの本線及び22kVの予備電源(本線の変電所とは異なる変電所からも引き込む方式)にて受電し、6,000kVAの特高変圧器2台を設置する計画としている。保安用発電機は2,075kVAの2台とし、高圧変電設備についても、電圧種別ごとに1本の予備変圧器を設置する計画としている。また、非常用発電機(2,500kVA)を設置する計画としている。</p> <p>以上のことから、評価の指標(受電設備の故障に伴う停電発生率の低減及び一般停電時の保安用電源の確保がなされていること)は満足するものとする。</p>
22. 消防・防災	<p>[耐震性の程度]</p> <p>本事業の耐震安全性は、大地震動後であっても構造体の大きな補修をすることなく構造物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年 国土交通省)に基づき、構造体の耐震安全性の分類はII類とし、基準を満足する設計となっている。</p> <p>以上のことから、新宿区や東京都等の防災計画等との整合が図られており、評価の指標(関連法令等の耐震基準、防火基準)を満足するものと考えられる。</p> <p>また、避難者を受け入れるスペースを確保し、従業員、施設利用者及び外部からの帰宅困難者受入に伴い必要となる飲食料等の備蓄(約8万人相当)のための防災備蓄倉庫を整備する計画としており、災害時にこれらの機能が維持される計画としている。</p> <p>[防火性の程度]</p> <p>本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び複合用途防火対象物として基準を満足する計画となっており、防火性は確保される。</p> <p>また、災害時に観客が外部まで安全かつスムーズに避難できる避難計画としている。</p> <p>以上のことから、施設の防火基準との整合が図られており、評価の指標(関連法令等の耐震基準、防火基準)は満足するものと考えられる。</p> <p>さらに、実施段階においては性能評価(避難安全検証法)により、安全性の確認を行う計画としている。</p>
23. 交通渋滞	<p>周辺交通量に対して工事用車両台数が最大約600台/日増加するが、周辺交通量に占める工事用車両台数の割合はわずかである。</p> <p>工事用車両の走行や走行ルートに際しては、交通渋滞による影響を軽減するために、走行ルートを複数のルートに分散させること、工事用車両の出入口への交通整理員を配置すること、市街地での待機や違法駐車禁止を徹底すること、工事工程を可能な限り平準化すること等により、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分な配慮を行い、工事を実施する計画としていることから、評価の指標(交通流の現況)は満足するものとする。</p>
24. 公共交通へのアクセシビリティ	<p>計画地までの主なアクセス経路として、鉄道駅から計画地までの主なアクセス経路は、信濃町駅(JR中央本線)から都道414号四谷角管線を利用する経路、千駄ヶ谷駅(JR中央本線)から東京体育館屋外広場を利用する経路または都道414号四谷角管線を利用する経路、青山一丁目駅(東京メトロ半蔵門線及び銀座線)から、一般国道246号(青山通り)及び都道414号四谷角管線を利用する経路、外苑前駅(東京メトロ銀座線)から都道418号北品川四谷線(外苑西通り)または補助幹線道路24号を利用する経路、北参道駅から都道414号四谷角管線、都道305号芝新宿王子線(明治通り)及び特別区道第868号路線を利用する経路、国立競技場駅(都営大江戸線)から直接アクセスする経路がある。</p> <p>バス停から計画地までの主なアクセス経路は、信濃町南口バス停から都道414号四谷角管線を利用する経路、千駄ヶ谷駅バス停から、東京体育館屋外広場を利用する経路、青山一丁目駅前バス停から、都道319号環状3号線(外苑東通り)、一般国道246号(青山通り)及び都道414号四谷角管線を利用する経路、外苑駅前バス停から、一般国道246号(青山通り)及び補助幹線道路24号を利用する経路、明治公園バス停及び明治公園前バス停から直接アクセスする経路がある。</p> <p>計画地へのアクセス経路の一部は、工事用車両が走行する計画としているが、工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、計画地周辺の道路を占有する工事を行う場合には代替路を設置するなど、アクセス経路を確保する計画としている。</p> <p>したがって、工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、明治神宮外苑へのアクセスの所要時間に大きな変化は生じない。</p> <p>以上のことから、アクセス性が確保され、評価の指標(アクセス性が確保)は満足するものとする。</p>

表 5-1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
25. 交通安全	<p>計画地までの主なアクセス経路として、鉄道駅から計画地までの主なアクセス経路は、信濃町駅（JR 中央本線）から都道 414 号四谷角管線を利用する経路、千駄ヶ谷駅（JR 中央本線）から東京体育館屋外広場を利用する経路または都道 414 号四谷角管線を利用する経路、青山一丁目駅（東京メトロ半蔵門線及び銀座線）から、一般国道 246 号（青山通り）及び都道 414 号四谷角管線を利用する経路、外苑前駅（東京メトロ銀座線）から都道 418 号北品川四谷線（外苑西通り）または補助幹線道路 24 号を利用する経路、北参道駅から都道 414 号四谷角管線、都道 305 号芝新宿王子線（明治通り）、特別区道第 868 号路線、特別区道第 631 号路線及び特別区道第 665 号路線を利用する経路、国立競技場駅（都営大江戸線）から直接アクセスする経路がある。</p> <p>バス停から計画地までの主なアクセス経路は、信濃町南口バス停から都道 414 号四谷角管線を利用する経路、千駄ヶ谷駅バス停から、東京体育館屋外広場を利用する経路、青山一丁目駅前バス停から、都道 319 号環状 3 号線（外苑東通り）、一般国道 246 号（青山通り）及び都道 414 号四谷角管線を利用する経路、外苑駅前バス停から、一般国道 246 号（青山通り）及び補助幹線道路 24 号を利用する経路、明治公園バス停及び明治公園前バス停から直接アクセスする経路がある。</p> <p>最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されている。</p> <p>大会開催前において、計画地へのアクセス経路の一部、及び周辺の通学路の一部は、工事用車両が走行する計画であるが、これらの道路はマウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、工事による改変はない。使用する工事用車両の出入口には、交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。</p> <p>大会開催後において、最寄りの公共交通機関からのアクセス経路における歩車動線分離の状況は維持されるものとする。計画地内の外構部については、オープンな通路空間として提供するとともに、敷地内の勾配は概ね 1/50～1/100 程度とし、安全なアクセス環境を実現する計画としている。また、計画地にはペDESTリアンデッキを整備するため、隣接する東京体育館へのアクセスは、立体的に歩車分離されると考える。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行及び周辺道路における車両の走行に伴い、現況の歩車道分離が変化することはないと、評価の指標（歩車動線分離の現況）は満足するものとする。</p>

6. オリンピックスタジアムに係る実施段階環境アセスメントの経過

オリンピックスタジアムの実施段階環境アセスメントの経過は、表6-1に示すとおりである。

なお、オリンピックスタジアムに係る実施段階環境アセスメントは、平成24年11月15日に開催された「国立競技場将来構想有識者会議」において最優秀作品と決定されたこれまでの計画に基づき、平成27年3月26日に環境影響評価書案を公表したが、平成27年7月に白紙撤回となった。

そのため、新計画の整備計画の再検討に伴い、改めて環境影響評価書案を公表し、評価書案以降の手続きを再実施するものである。

なお、本評価書案における現況調査は、基本的に平成27年3月26日に公表した評価書案の内容を踏襲している。

表 6-1 オリンピックスタジアムの実施段階環境アセスメントの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	平成 26 年 3 月 28 日
意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日
都民の意見	82 件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	平成 26 年 5 月 29 日
環境影響評価書案(旧計画)が公表された日	平成 27 年 3 月 26 日
意見を募集した日	平成 27 年 3 月 26 日～平成 27 年 5 月 9 日
都民等の意見	7 件
評価書案審査意見書(旧計画)が送付された日	平成 27 年 6 月 25 日

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として意見募集を実施した。